

地方独立行政法人

北海道立総合研究機構

中期計画

平成22年度～平成26年度

目 次

前文	1
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 研究の戦略的な展開と成果の普及	
(1) 研究ニーズの把握と対応	2
(2) 研究の重点化	2
(3) 研究の推進	2
(4) 研究の評価	3
(5) 研究成果の利活用の促進	3
2 総合的な技術支援と社会への貢献	
(1) 技術相談、技術指導の実施	4
(2) 依頼試験の実施、設備等の提供	5
(3) 利用者意見の把握	5
(4) 担い手の育成	5
(5) 知的財産の有効活用	5
(6) 社会への貢献	6
(7) 災害時等の緊急対応	6
3 連携の推進	
(1) 外部機関等との連携	6
(2) 行政機関との連携	6
(3) 人材の交流と育成	6
4 広報機能の強化	
(1) 道民への広報活動	7
(2) 利用者等への広報強化	7
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 組織運営・体制の改善	
(1) 組織運営の改善	7
(2) 組織体制の改善	7
2 業務の適切な見直し	
(1) 事務処理の改善	8
(2) 道民意見の把握と業務運営の改善	8
3 人事の改善	
(1) 人材の採用	8
(2) 人材の配置	8
(3) 人材の育成	8
(4) 評価制度等の導入	8
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 財務の基本的事項	
(1) 透明性の確保	8
(2) 経営効率の改善	8
(3) 財務運営の効率化	8
2 外部資金その他の自己収入の確保	
(1) 外部資金の確保	9
(2) 知的財産収入の確保	9
(3) 依頼試験の実施及び設備等の提供	9
3 経費の効率的な執行	
(1) 経費の執行	9
(2) 管理経費の節減	9
4 資産の管理	9

第4	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1	施設及び設備の整備及び活用	
(1)	施設等の維持管理	9
(2)	施設等の整備	9
2	法令の遵守	9
3	安全管理	10
4	情報セキュリティ管理	10
5	情報の共有化の推進	10
6	情報公開	10
7	環境に配慮した業務運営	10
第5	予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画	10
第6	短期借入金の限度額	10
第7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	10
第8	剰余金の使途	10
第9	その他	
1	施設及び設備に関する計画	10
2	人事に関する計画	10
3	積立金の使途	10
(別紙)	研究推進項目	11
	予算	18
	収支計画	20
	資金計画	21

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）は、平成22年4月、幅広い研究分野を有する試験研究機関として北海道の総力を結集した試験研究や技術支援等を進め、自然環境の保全や道民の豊かな暮らしづくり、道内産業の振興に貢献することを目的に、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野からなる22の試験研究機関を統合して発足した。

道総研は、職員が一丸となって積極的に研究開発を進めるとともに、産学官をつなぐ連携拠点としての役割を果たし、北海道の試験研究機関として総合力を発揮することにより、未来に向けて夢のある北海道づくりに貢献するため、次の視点に立って取り組む。

- 1 基盤的な研究の推進や地域固有の課題の解決はもとより、分野横断的な研究開発の推進など総合力の発揮を図り、食料問題や環境問題、地域問題といった複合的な課題の解決に取り組む。
- 2 道総研の主体性を発揮しながら、外部機関等との連携を強化し、研究開発から事業化、実用化までを一貫してサポートする機能を発揮するとともに、道との緊密な連携を図り、地域へ研究成果を着実に還元する。
- 3 研究者倫理や法令を遵守し、道民本位の視点とたゆまぬ向上心を持って、新たな知見や技術の創出に努め、公平かつ公正なサービスの提供に努めていく。

このような取組を進めることにより、北海道の豊かな自然や地域の特色を生かした研究や技術支援を展開し、これまで以上に道民や地域に支持される機関となることを目指していく。

道総研は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、北海道知事から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究の戦略的な展開と成果の普及

(1) 研究ニーズの把握と対応

ア 研究ニーズの把握

道民、市町村、道の普及組織等から幅広く、地域固有のニーズを収集する。
また、企業や関係団体、道をはじめとする行政機関等から幅広く、専門的なニーズを収集する。

イ 研究ニーズへの対応

研究ニーズの調査結果に対しては、道の施策や技術の現状と将来方向等を踏まえ、迅速かつ的確に対応方針を決定する。

(2) 研究の重点化

ア 重点領域

道総研が有する資源を最大限有効に活用するとともに、外部機関等との密接な連携により、道内産業の競争力の強化や持続的に発展可能な社会の実現に寄与する研究を重点的に推進する。

また、道の重要な施策や道民ニーズ、技術の現状と将来方向等を踏まえ、中期目標期間中に重点的に取り組む次に掲げる分野を重点領域として位置付け、戦略的な展開を図る。

- ① 豊かな1次産品を活用した食産業の育成
- ② 道内企業のイノベーションの推進
- ③ 北海道の環境の維持・向上への取組

イ 重点領域における展開の検証

道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に着実に対応できるよう、重点領域における具体的な展開について、中期計画期間中に検証し、必要な見直しを行う。

(3) 研究の推進

ア 研究推進項目

中期目標における研究の推進方向等を踏まえて、中期計画期間において取り組むべき研究分野を研究推進項目として別紙のとおり定め、重点的に取り組む研究や分野横断的な研究などを推進する。

イ 研究課題マップ

研究課題の中長期的な位置付けや関連性を体系的に把握することが可能な研究課題マップを作成し、研究を戦略的に推進する。

ウ 戦略研究

理事長のマネジメントにより、研究資源の重点化と適切な配分を行い、道の重要な施策等に関わる分野横断的な研究を、企業、大学、国の研究機関等や道総研内の緊密な連携の下に実施する。

エ 重点研究

理事長のマネジメントにより、事業化、実用化につながる研究や緊急性が高い研究を、企業、大学、国の研究機関等や道総研内の緊密な連携の下に実施する。

オ 経常研究

技術力の維持、向上等に必要な基盤的な研究、新たな研究開発につながる先導的な研究、環境や資源等の継続的な調査、地域固有のニーズに対応した研究、

実用化につながる研究等を実施する。

なお、研究の実施に当たっては、各研究分野相互の連携を十分に図るとともに、緊急の課題に対しても柔軟に対応する。

カ 道受託研究

道との緊密な連携の下に、道が主体となって実施する事業に基づく研究や調査を実施する。

キ 公募型研究

企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携の下、公募型の研究に積極的に取り組む。

ク 一般共同研究

道総研と企業等の技術や知見を活用した研究を実施する。
年度途中からの開始についても柔軟に対応する。

ケ 受託研究

企業や行政機関等からの依頼による研究を実施する。
年度途中からの開始についても柔軟に対応する。

企業、大学、国等の研究機関及び行政機関と共同して実施する研究については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目 標 値（平成26年度）
外部との共同研究の件数	200件

(4) 研究の評価

ア 研究本部における評価

研究課題検討会(※1)を開催し、それぞれの専門分野に関わる外部有識者の意見を取り入れた研究課題の検討を実施する。

また、研究課題検討会の結果を踏まえて、自己点検評価を実施する。

イ 法人本部における評価

研究評価委員会(※2)を開催し、研究課題評価（外部評価）を実施し、自己点検評価及び外部評価の結果を踏まえ、理事長による研究課題の総合評価を実施する。

また、評価結果については、次年度以降の研究の組み立てや事業運営等に反映する。

※1 研究課題検討会

- ・ 内容：新規研究課題、研究の進捗状況、研究成果とその活用方向等について検討する会議
- ・ 構成：研究管理者（研究本部長、場長、部長・研究主幹等）、研究課題担当者、外部有識者（各専門分野）

※2 研究評価委員会

- ・ 内容：戦略研究・重点研究の課題評価（事前・中間・事後）について、客観的かつ総合的な視点から外部評価を行う委員会
- ・ 構成：学識経験者、知財・連携関係有識者、産業界有識者

(5) 研究成果の利活用の促進

ア 発表会等の開催

研究により得られた成果や知見について、成果発表会や研究会を開催するとともに、製品等を展示会に出展して、積極的な普及に取り組む。

イ 刊行物等の発行

研究により得られた成果や知見について、研究報告書や技術資料等を発行するとともに、ホームページ等により広く公表し、積極的な普及に取り組む。

ウ 学術誌等における発表

研究成果のうち、新たな知見として認められる内容について、学会等での発表、学術誌等への投稿を行うなど、積極的な情報発信に取り組む。

エ 普及組織と連携した普及

農林水産分野における成果や知見について、道の普及組織との連携により、効果的な普及を進める。

研究成果の利活用の促進については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目 標 値 (平成26年度)
口頭及び刊行物による成果の公表件数	2,300件
行政施策等に反映された成果の数	200件
企業等で活用された成果の数	190件
普及組織で活用された成果の数	105件

2 総合的な技術支援と社会への貢献

(1) 技術相談、技術指導の実施

ア 技術相談

これまでの研究成果や知見、公知の情報等を用いて、技術に関連する質問や疑問に答える。

また、総合相談窓口を設置し、複雑化・多様化する道民や企業等からの技術的な相談に迅速かつ的確に対応する。

イ 技術指導

技術的な問題の解決に向けた指導、委員やアドバイザーとしての専門的見地に立った助言、発表会・講演会や刊行物等における研究成果や知見の発表など、企業等の要望に応じた機動的なサービスの提供を行う。

また、複数分野の研究職員による技術指導など、道総研の総合力を発揮した対応を行う。

ウ 技術審査

外部からの依頼に基づき、技術的な観点からの審査を実施する。

エ 技術開発派遣指導

職員を企業等に中長期間にわたり派遣し、技術的な指導を行う。

技術相談、技術指導については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	(平成26年度)
技術相談、技術指導の実施件数	12,200件

(2) 依頼試験の実施、設備等の提供

ア 依頼試験

企業等からの依頼による試験、分析、測定や、製品等の品質・性能の評価等を実施する。

イ 試験機器等の設備の提供

試験機器等の設備を利用者へ貸与し、企業等の研究開発などを支援する。

ウ インキュベーション施設

インキュベーション施設を利用者に貸与し、道内企業の新規事業化を支援する。

エ 建築性能評価

建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な建築物の性能評価を実施する。

オ 構造計算適合性判定

建築基準法に基づき、特定行政庁及び指定確認検査機関から依頼される構造計算に係る適合性判定を実施する。

カ 手続の簡素化

利用手続の簡素化を図るとともに、迅速な対応に努め、利用者の利便性向上を図る。

依頼試験、試験機器等の設備の提供については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（平成26年度）
依頼試験、試験機器等の設備提供の件数	4,600件

(3) 利用者意見の把握

アンケート調査等を行い、利用者意見の把握に努める。

(4) 担い手の育成

ア 研修会・講習会の開催

研修会や講習会等を開催し、研究成果や知見、必要な技術の普及を図る。

イ 研修者の受け入れ

企業等の技術者や地域産業の担い手、大学等の学生を研修者として受け入れる。

(5) 知的財産の有効活用

ア 知的財産の管理

研究や技術支援の成果として得られた新しい技術や重要な知見については、特許等の知的財産として出願・保護するとともに、新品種については道が認定する農作物優良品種として、適切な管理を行う。

農作物の優良品種数については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（平成26年度）
農作物の優良品種数	120件

イ 外部との連携による利活用促進

北海道知的所有権センター等と連携するなど、企業等への特許等の実施許諾を促進するとともに、新品種の利用許諾の促進を図る。

知的財産の活用については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目標値（平成26年度）
特許等の実施許諾の件数	110件

(6) 社会への貢献

視察者や見学者への対応、公開デーの開催、各種イベントへの参画等を通じて、一般市民や子どもたちへの科学技術に対する理解の増進に取り組む。

また、学術に関する学会等の役員、委員等としての活動や、JICA等の非営利団体が実施する国際協力事業等に協力する。

(7) 災害時等の緊急対応

ア 災害発生時等の対応

大規模な災害及び事故の発生に際しては、道との協定に基づき、道や市町村が必要とする支援を迅速かつ的確に実施する。

イ 災害等に関係した対応

大規模な災害及び事故に関連した研究、調査等を道との連携の下に実施する。

3 連携の推進

(1) 外部機関等との連携

ア 連携基盤の構築

事業を伴う連携協定等を締結するとともに、外部人材をコーディネーターとして委嘱するなど、連携の基盤を構築する。

イ 連携基盤の活用による事業の推進

企業、大学、国・道等の研究機関、関係団体、金融機関等、多様な外部機関等と連携し、研究から事業化・実用化までの一貫した支援を行う。

(2) 行政機関との連携

ア 道との連携

情報交換や会議等を通して情報の共有を図り、道の施策に対応した研究等を推進するとともに、研究成果の施策への反映を図る。

また、農林水産分野に関する道の普及組織と分野の特性に応じた連携体制を構築し、地域に対する研究成果の普及や技術支援を行う。

イ 国、市町村との連携

国の施策の動向を踏まえた研究を実施するとともに、市町村の行政課題に対応する研究、技術支援等に取り組む。

(3) 人材の交流と育成

ア 外部機関等との交流の促進

企業、大学、国や市町村等の研究機関と柔軟な人材交流に取り組み、組織の活性化と職員の資質の向上を図る。

イ 外部機関への派遣研修

国内外の大学、研究機関、企業等に職員を派遣し、研究、連携等に関する研修を行うことにより、職員の技術力向上と研究機能の強化を図る。

連携の推進については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目 標 値（平成26年度）
事業を伴う連携協定等の締結の件数	10件

4 広報機能の強化

(1) 道民への広報活動

刊行物や電子媒体等を利用して、研究、普及、技術支援等の活動に関する情報を広く道民に伝えるとともに、分かりやすい広報活動に努める。

(2) 利用者等への広報強化

地域や企業等に職員が出向き、より広く情報を伝達するとともに、分野を超えた成果の利活用を促すなど、道総研がより一層活用されるよう、多様な手段を用いて、情報の積極的な提供に努める。

広報機能の強化については、次のとおり数値目標を設定する。

設 定 内 容	目 標 値（平成26年度）
広報誌等の発行回数	565件

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営・体制の改善

(1) 組織運営の改善

ア 資源の有効活用

効果的、効率的な組織運営を展開するため、予算や人員等の資源配分の見直しを不断に行う。

特に、重点領域の推進に資する研究課題等に対しては、資源の重点的な配分を図り、限られた資源の戦略的な運用を行う。

また、研究の推進状況にあわせ、資源の弾力的な配分を行うとともに、次期中期計画を視野に入れた資源の再配分を検討する。

イ 意思決定の迅速化

意思決定の仕組みを検証し、その迅速化を図る。

(2) 組織体制の改善

ア 組織体制の検証

重点領域における具体的な展開や業務の実施状況、効果的・効率的な研究、技術支援体制のあり方、研究本部体制及び拠点のあり方等を的確に検証する。

イ 検証結果の反映

組織体制の検証結果に基づき、中期計画期間中における組織の見直しを図る

とともに、道との連携を図り、次期中期計画に反映する。

2 業務の適切な見直し

(1) 事務処理の改善

事務処理手順の見直しや業務の外部委託化の検討など、業務内容を不断に見直すとともに、組織体制の見直しに合わせて、重複する事務の廃止など、事務処理の効率化を図る。

(2) 道民意見の把握と業務運営の改善

道民、市町村、関係団体等を対象としたアンケート調査等を通じ、道総研の活動に対する意見の把握に努めるほか、道と連携して市町村、関係団体等との意見交換等に取り組み、業務運営の改善を図る。

3 人事の改善

(1) 人材の採用

研究、技術支援業務等が円滑に実施されるよう、職員採用計画を策定の上、優秀な人材の確保に取り組む。

(2) 人材の配置

適材適所の人材配置、部門を超えた職員の配置を行うとともに、企業、大学、国や市町村等の研究機関との人材交流に取り組む。

(3) 人材の育成

マネジメントやコーディネートを担う人材の育成に関する研修等を実施するとともに、国内外の大学、研究機関、企業等に職員を派遣し、研究、連携等に関する研修を実施する。

(4) 評価制度等の導入

職員の勤務実績や貢献度等を評価する制度を導入し、人事や給与に反映するとともに、職務に関し優れた業績を挙げた職員・グループに対して表彰等を行い、職員の意欲と能力の向上を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務の基本的事項

(1) 透明性の確保

財務諸表等の公表に当たっては、分かりやすい財務状況の資料を併せて作成・公表し、経営の透明性を確保する。

(2) 経営効率の改善

法人の運営、経営についての分析を行い、経営効率の改善を進める。

(3) 財務運営の効率化

中長期的な視点に立ち、法人化のメリットを生かし、積極的に財務内容の改善に努め、運営費交付金を充当して行う業務は、前年度比1%縮減するよう取り組む。

2 外部資金その他の自己収入の確保

(1) 外部資金の確保

外部機関等との連携や各種競争的資金の情報収集、企業等への効果的な情報発信等に取り組み、公募型研究、受託研究、共同研究、寄附金等の獲得を図る。

また、公募型研究の管理業務に取り組む。

(2) 知的財産収入の確保

知的財産の発掘に努め、北海道知的所有権センター等と連携するなど、企業等への特許等の実施許諾を促進するとともに、新品種の利用許諾の促進を図り、知的財産収入の確保に努める。

(3) 依頼試験の実施及び設備等の提供

依頼試験の実施及び試験機器等の設備の提供に当たっては、適正な料金を設定するとともに、研究機器等の設備の有効活用に努める。

3 経費の効率的な執行

(1) 経費の執行

各種経費の執行状況について、定期的な確認を行うとともに、会計制度に関する研修の実施や、職員のコスト意識の醸成に努めるなどして、経費の効率的な執行を図る。

(2) 管理経費の節減

各種業務の効率化、簡素化を進めるとともに、適切な維持管理や効率的な契約方法等の導入により、管理経費の節減を図る。

4 資産の管理

資金の適正な管理を行うとともに、研究設備・機器等の共同利用や適切な維持管理を行い、資産の有効活用を図る。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設及び設備の整備及び活用

(1) 施設等の維持管理

施設及び設備の適切な維持管理を行うため、施設の長期保全計画を策定するとともに、ファシリティマネジメントの取組を進め、施設の長寿命化や有効活用、コストの縮減に努める。

(2) 施設等の整備

中長期的な視点に立って、施設の改廃を含めた施設整備計画等を策定し、施設及び設備の計画的な整備に取り組む。

2 法令の遵守

役職員に対する研修等を実施し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、研究活動における不正行為の防止を図る。

3 安全管理

職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、労働安全衛生管理体制の整備、安全管理に係る研修等を実施し、事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。

4 情報セキュリティ管理

セキュリティポリシー等を策定するなど、個人情報、企業情報等の漏えい防止、適切な情報管理を行う。

5 情報の共有化の推進

道総研のネットワークシステム等を活用し、データの共有や相互活用などにより、効果的、効率的に業務を遂行する。

6 情報公開

運営に関する情報について、ホームページ等を活用して積極的に公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

7 環境に配慮した業務運営

省エネルギーや3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など、環境に配慮した運営に取り組む。

第5 予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

第6 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

35億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、業務運営の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第9 その他

1 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

2 人事に関する計画

第2の3「人事の改善」に記載のとおり

3 積立金の使途

なし

研究推進項目

1 農業に関する研究推進項目

(1) 豊かな食生活を支える農業の推進

ア 競争力の高い品種と良質・低コスト安定生産技術の開発

国内外との競争力強化と農業所得の増大のため、競争力の高い品種開発や良質な農産物を低コストで安定的に生産する技術開発に取り組む。

- ・ 食味と加工適性に優れた水稻品種と水田利用技術の開発
- ・ 病害虫や気象災害に強く、加工適性に優れた小麦・豆類・馬鈴しょの品種開発
- ・ 畑作物の低コスト・安定多収生産技術体系の確立
- ・ 野菜・果樹・花きの安定生産技術と野菜・果樹品種の開発
- ・ 高品質多収な牧草・飼料作物の品種と安定生産技術の開発
- ・ 自給飼料に立脚した乳牛の飼養管理技術の開発
- ・ 北海道型肉用牛の改良と飼養管理技術の開発

イ 消費者のニーズに応える安全で良質な農畜産物生産技術の開発

安全で良質な農産物を供給するため、消費者と食関連産業の視点に立ち、生産技術や品質評価・品質管理の技術開発に取り組む。

- ・ 農産物の品質や加工適性等の評価法と品質保持技術の開発
- ・ 有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術の開発
- ・ 家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術の開発

ウ 実用技術の開発を促進するための先端的・基盤的技術の開発

農作物新品種の効果的・効率的な開発や遺伝資源の保存管理のため、その基礎となる先端的・基盤的な技術開発に取り組む。

- ・ 遺伝子解析とDNAマーカー選抜技術の開発
- ・ 品種開発を支える有用な遺伝資源の管理と活用

(2) 環境と調和した持続的農業の推進

ア 消費者の「安心」を支えるクリーン農業・有機農業を推進するための試験研究

消費者の安心を支えるため、一層の減農薬・減化学肥料栽培技術開発、有機農業を支援する技術開発に取り組む。

- ・ 減農薬・減化学肥料栽培技術の開発と体系化
- ・ 有機農業を支援するための技術の開発と評価

イ 環境と調和し持続性の高い農業を支援するための試験研究

北海道の恵まれた自然環境と調和した持続的農業生産を進めるため、地球温暖化への対応及び環境負荷軽減の技術開発に取り組む。

- ・ 地球温暖化の農業生産への影響予測と対応技術の開発
- ・ バイオマス資源の有効活用と農地の環境保全技術の開発

(3) 地域の特色を生かした農業・農村の振興

ア 地域農業・農村の発展・振興を支援するための試験研究

地域農業の課題を解決するため、地域の自然・社会的条件に応じた技術開発や地域への支援に取り組む。

- ・ 地域農業の課題解決を目指した技術開発と営農方式の確立
- ・ 地域特産農畜産物の生産振興および利活用支援
- ・ 農業資材の実用性評価

2 水産に関する研究推進項目

(1) 地域を支える漁業の振興

ア 安定した漁業生産を確保する高度な資源管理技術の開発

漁業生産と漁業経営の安定を図るため、水産資源と環境のモニタリングを行い、水産資源の持続的利用につながる技術開発に取り組む。

- ・ 海洋環境及び内水面環境のモニタリングと評価
- ・ 漁業及び水産資源のモニタリングと評価
- ・ 水産資源を持続的に利用するための資源管理技術の開発
- ・ 安定した漁業経営を支える漁海況予報技術の開発

イ 地域ニーズに対応した栽培漁業技術の開発

水産資源の維持・増大により地域の漁業振興を図るため、各地域のニーズと特性に応じた栽培漁業技術の開発に取り組む。

- ・ 海域特性に適した種苗生産・増養殖技術の開発
- ・ 内水面有用生物の種苗生産・増養殖技術の開発
- ・ 増養殖対象種の防疫に関する技術開発

ウ 地域を支える基幹産業の安定化のための技術開発

ほたてがいの漁業とさけます漁業を将来にわたって地域の基幹産業として維持させるため、生産の安定と付加価値向上につながる技術開発に取り組む。

- ・ ほたてがいの増養殖及び加工・流通に関する技術開発
- ・ さけますの資源管理・増殖及び加工・流通に関する技術開発

(2) 水産物の安全性確保と高度利用の推進

ア 水産物の安全性確保と品質管理技術の開発

道産水産物の評価向上を図るため、安全・安心で良質な水産物の供給を支援する技術開発に取り組む。

- ・ 生鮮魚介類及び水産加工品の鮮度・品質保持と安定供給に関する技術開発

イ 水産物の高度利用技術の開発

地域水産物の底上げを図るため、限られた水産物の高度利用と新たな分野への需要拡大を支援する技術開発に取り組む。

- ・ 水産物の高付加価値化及び品質評価に関する技術開発
- ・ 未利用・低利用資源の有効利用技術の開発

(3) 自然との共生を目指した水産物の振興

ア 水産物の基盤をなす水域環境保全に関する調査研究

水産資源を育む環境の保全を図るため、漁場環境の変動や水域生態系に関する調査研究に取り組む。

- ・ 水産資源に影響を及ぼす漁場環境変動の監視・予測に関する調査研究
- ・ 水域生態系保全のための生物多様性の評価と維持に関する調査研究

イ 海洋環境に調和した海域高度利用に関する調査研究

水産物と環境の調和を図るため、環境に対して負荷の少ない増養殖に関する調査研究に取り組む。

- ・ 海洋を効率的に利用するための漁場造成に関する調査研究

3 森林に関する研究推進項目

(1) 地域の特性に応じた森林づくりとみどり環境の充実

ア 森林の多面的機能の発揮のための研究開発

道民の安全でうるおいのある暮らしを守り育むため、森林の公益的機能の持続

的発揮を図る森林管理技術や道民の森林との関わりを促す技術開発に取り組む。

- ・ 地球環境及び国土を保全する森林管理技術の研究と開発
- ・ 道民の生活環境を守る森林管理技術の研究と開発
- ・ 森林とのふれあいや道民の森林づくり活動を支援する研究と技術開発

イ 森林の生物多様性保全と健全性維持のための研究開発

森林に依存する生物の多様性を保全するとともに、健全な森林を維持するため、生態系に配慮した森林管理技術や諸被害から森林を守る技術開発に取り組む。

- ・ 生物多様性を確保する森林管理技術の研究と開発
- ・ 森林・樹木の健全性を維持するための研究と技術開発

ウ 身近なみどり環境の充実のための研究開発

みどり豊かな都市環境等の創出のため、新しい緑化樹等の生産技術や地域に適した緑化の推進を図る技術開発に取り組む。

- ・ 北海道の風土に適した緑化樹等の新品種や生産技術の研究と開発
- ・ 北国の環境に適した緑化技術や維持管理技術の研究と開発

(2) 林業の健全な発展と森林資源の循環利用の推進

ア 林業の持続的な発展のための研究開発

森林資源の充実と持続的利用を図るため、優良な造林用品種や育林技術の開発と林業経営の効率化に資する技術開発に取り組む。

- ・ 森林資源の充実を図る育林技術の研究と開発
- ・ 森林施業の低コスト化と森林資源の高度利用を図る技術の研究と開発
- ・ 新たな品種開発に向けた林木育種技術の研究と高度化

イ 森林バイオマスの総合利用の推進のための研究開発

地域に分散する森林資源のカスケード利用と化石資源との代替を推進するため、森林バイオマスの変換技術や利用技術の研究開発に取り組む。

- ・ 環境負荷の低い木材の改質・利用技術の研究と開発
- ・ 森林バイオマスの成分・エネルギー利用技術の研究と開発

(3) 技術力の向上による木材関連産業の振興

ア 木材・木製品・木質構造物の安全性・信頼性・快適性向上のための研究開発

木材・木製品・木質構造物の需要拡大を図るため、安全性・信頼性の向上や居住環境の改善に向けた研究開発に取り組む。

- ・ 木材・木製品の耐久性、耐火性の向上及び評価技術の研究と開発
- ・ 安全で合理的な木質構造物の評価・設計技術の研究と開発
- ・ 木材利用による居住性・快適性の評価技術の研究と開発

イ 特用林産物の高付加価値化のための研究開発

道産きのこの競争力強化を図るため、健康増進や食生活の多様化など消費者ニーズに的確に対応したきのこの高付加価値化に向けた研究開発に取り組む。

- ・ 機能性や食味に優れたきのこの生産・利用技術の研究と開発

ウ 木材加工技術や生産・流通システムの高度化のための研究開発

道内木材産業の競争力強化を図るため、成熟期を迎えつつある人工林資源の付加価値を高める加工技術や資源状況の変化を見据えた生産・流通システムの構築に向けた研究開発に取り組む。

- ・ 道産人工林材による高品質な建築材の生産技術の研究と開発
- ・ 市場性の高い木製品や機械・装置等の研究と開発
- ・ 地域材の効率的生産・流通システムの研究と開発

4 産業技術に関する研究推進項目

(1) 道内産業の振興を図るための産業技術の高度化

ア ものづくり産業の高度化を推進する研究開発

国内外での市場競争力を有するものづくり産業の振興を図るため、付加価値の高い製品の生産を促進する研究や技術開発に取り組む。

- ・ 製品等の品質や付加価値の向上を図る研究や技術開発
- ・ ものづくり現場の生産技術の高度化を促進する研究や技術開発

イ 地域資源等の有効利用による、地域産業を振興するための研究開発

活力ある地域社会の形成と健康で豊かな生活環境を実現するため、地域毎に異なる資源や特性を有効に活用する研究や技術開発に取り組む。

- ・ 豊富な地域資源を活用した、優位性のある産業を振興するための研究や技術開発
- ・ 地域特性を活かし、快適で豊かな生活環境を実現するための研究や技術開発

(2) 成長が期待される新産業・新事業の創出

ア 成長が期待される情報関連産業や健康・バイオ関連産業等を振興するための研究開発

高度情報化や高齢化社会の進展に伴い、成長が期待される情報関連産業や健康・バイオ関連産業などの振興を図るため、高度情報処理やバイオテクノロジーなどを活用した研究や技術開発に取り組む。

- ・ 情報ネットワーク社会の高度化を推進する研究や技術開発
- ・ バイオテクノロジー、ヒューマンテクノロジーなどの先端技術を活用した創造的な研究や技術開発

イ 環境と調和した産業を展開し、循環型社会を構築するための研究開発

持続的な循環型社会を構築するため、国内外で高まる環境・エネルギー制約に対応する研究や技術開発に取り組む。

- ・ 豊かな自然を継承する環境調和型技術に関する研究や技術開発
- ・ 持続的な地域産業の発展を支える新エネルギー・省エネルギーに関する研究や技術開発
- ・ 環境に配慮した産業振興に関する研究や技術開発

(3) 一層の競争力を持った道産食品を生み出す力強い食品工業の構築

ア 食品の高付加価値化や安全・安心を推進する研究開発

豊富な地域資源を利活用した食品工業の振興と食クラスターの推進に向けて、安心・安全で付加価値の高い商品づくりを目指す研究や技術開発に取り組む。

- ・ 食品の美味しさや機能性の評価及び製造技術の高度化に関する研究や技術開発
- ・ 食品の安全性を高める製造・保存技術の高度化に関する研究や技術開発

イ ブランド力の向上や新たな市場に対応する研究開発

高齢化の進展や国際化に対応するため、新たな市場向けの製品づくりやブランド力を向上する研究や技術開発に取り組む。

- ・ 地域農畜水産物の新規用途開発、高次加工技術に関する研究や技術開発
- ・ 高齢者や海外向け食品など市場ニーズに基づいた商品開発に関する研究や技術開発

ウ 食品系バイオマスの高度利用に関する研究開発

食品系バイオマスの高度利用のため、各種原料素材としての活用に関する研究や技術開発に取り組む。

- ・ 農畜水産物や食品加工副産物などの活用に関する研究や技術開発

5 環境及び地質に関する研究推進項目

(1) 循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な社会の実現

ア 地域から取り組む地球環境の保全に関する研究

地球規模の環境変動による影響を把握し、将来にわたって良好な環境を維持するため、環境モニタリングや保全に関する調査研究に取り組む。

- ・ 広域的な環境質の変動とその影響に関する調査研究

イ 生物多様性の保全に関する研究

北海道の良好な自然環境を将来にわたって維持するため、生物多様性の保全に関する調査研究に取り組む。

- ・ 生態系の機構の解明及び保全に関する調査研究
- ・ 野生生物種の生態及び保全に関する調査研究
- ・ 野生動物個体群の保護管理に関する調査研究

ウ 安全・安心な地域環境の確保に関する研究

道民の健康の保護及び快適な生活環境の確保を図るため、環境汚染の低減と未然防止につながる発生源監視や環境モニタリングなどの調査研究に取り組む。

- ・ 良好な大気環境の保全に関する調査研究
- ・ 健全な水環境の保全に関する調査研究
- ・ 化学物質の環境リスクに関する調査研究

エ 循環型社会の形成に関する調査研究

北海道における循環型社会の形成を推進するため、物質収支システム等の解明に取り組む。

- ・ 持続可能な物質収支システム等に関する調査研究

(2) 地質災害・沿岸災害の防止と被害の軽減

ア 地震・火山噴火・地すべり等の地質災害の防止と被害軽減のための調査研究

安全・安心な地域社会を目指し、地質災害の防止、災害発生時の被害の軽減を図るため、地質現象を観測し、特性の把握に取り組む。

- ・ 活断層・地震断層の実態と活動特性の解明に関する調査研究
- ・ 主な活火山の地球科学的観測と活動評価に関する調査研究
- ・ 地すべり活動度評価に関する調査研究

イ 海岸浸食・油汚染等の沿岸災害の防止と被害軽減のための調査研究

安全・安心な地域社会を目指し、沿岸域における災害の防止、災害発生時の被害の軽減を図るため、沿岸域の特性の解明に取り組む。

- ・ 沿岸域における土砂や漂流物質の挙動及び対策手法に関する調査研究

(3) 資源の適正な開発・利用と環境保全

ア 岩石・鉱物資源の開発と地質汚染対策のための調査研究及び技術開発

持続可能な地域社会の実現のため、岩石・鉱物資源の利活用を図るとともに、環境に調和した開発利用と保全技術の開発に取り組む。

- ・ 岩石・鉱物等の資源評価と利用及び特性に関する調査研究
- ・ 地質由来有害物質の挙動の研究と鉱害防止対策技術の研究及び開発

イ 地熱温泉・地下水の適正な開発・利用・保全のための調査研究

持続可能な地域社会の実現のため、地熱温泉や地下水の持続可能な利用促進、資源評価及び保全に関する研究に取り組む。

- ・ 地熱温泉の資源評価と適正利用及び保全に関する調査研究
- ・ 持続的な地下水資源の利用と地下水環境に関する調査研究

ウ 沿岸環境保全のための調査研究

沿岸域の持続可能な利用を行うため、沿岸域や河川の地質現象を観測し、特性の把握に取り組む。

- ・ 河川及び沿岸域における水質及び底質変動要因と対策手法に関する調査研究
- ・ 沿岸域における海洋特性の長期的変遷に関する広域観測及び定点観測

(4) 環境及び地質に関する情報基盤の整備と高度利用

ア 環境及び地質に係る情報基盤の整備と高度利用に関する調査研究及び技術開発

環境及び地質に関する情報の普及と利活用の促進のため、基盤となる情報の整備・公開に取り組むとともに、情報の解析・共有手法などの高度利用に関する調査研究及び技術開発に取り組む。

- ・ 環境モニタリング、GIS情報等の整備・管理及び解析・適用に関する調査研究
- ・ 基盤情報としての地質・地質環境・防災に関する情報の整備・高度化
- ・ 環境情報の普及・利活用促進及び環境教育等に関する研究

6 建築に関する研究推進項目

(1) 建築、まちづくり分野における環境負荷の低減

ア 快適性、経済性と調和した省エネルギー技術の研究開発

建築物の環境負荷の低減を実現するため、快適性と経済性を考慮した省エネルギー技術や建築設備システムの研究開発に取り組む。

- ・ 高断熱外皮システムなど環境負荷低減のための要素技術の開発
- ・ 地域性を考慮した建築・設備システムによる省エネルギー技術の開発

イ 未利用エネルギー・創エネルギーの活用技術及びエコマテリアルに関する研究開発

資源の地域循環を図るため、未利用エネルギーの活用や地域資源を活用した建材の研究開発に取り組む。

- ・ 太陽エネルギーや地中熱などの活用に関する技術開発
- ・ 地域資源を活用した建材に関する技術開発

ウ 北海道らしい環境に配慮したまちづくりを進めるための研究開発

環境に配慮したまちづくりに向けて、積雪寒冷・成熟社会に対応したまちづくりの研究開発に取り組む。

- ・ 積雪寒冷地でのコンパクトなまちづくりに関する調査研究

(2) 快適で安全・安心な住環境の創出

ア 北国の暮らしを支える良質な住宅ストック形成に向けた研究開発

豊かな北国のくらしの実現に向けて、住環境の向上や北方型住宅を推進するための研究開発に取り組む。

- ・ 健康や福祉を支える居住環境に関する調査研究
- ・ 北海道にふさわしい北方型住宅の新たな展開に関わる調査研究

イ 建築物の安全性確保・向上に関する研究開発

地震や火災、雪に対する建築物の安全性を確保するため、耐震・防火性能の向上や雪処理に関する研究開発に取り組む。

- ・ 建築物の構造性能に関する調査研究と技術開発
- ・ 住宅及び一般建築物の屋根・敷地内の雪対策に関する技術開発
- ・ 高断熱壁体の防火性能に関する調査研究
- ・ 建築物の耐震改修の促進を支援する調査研究

ウ 安全で安心なまちづくりに関する研究開発

安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、自然災害や犯罪事故の被害を軽減する研究開発に取り組む。

- ・ 地域の自然災害対策を支援する調査研究
- ・ 都市における強風・豪雪対策に関する調査研究

- ・ 犯罪や事故に対して安全・安心なまちづくりに関する調査研究

(3) 自立型経済を支援する住宅・建築産業の活性化

ア 建築物のファシリティマネジメントに関する研究開発

建築物の長寿命化や有効活用を図るため、耐久性と保全・運用エネルギーの削減に関する研究開発に取り組む。

- ・ 材料・部材の耐久性などの品質・性能に関する技術開発
- ・ 建築物の保全に関する技術開発
- ・ 建築物の運用エネルギーの低減に関する調査研究

イ 成熟社会における地域マネジメント手法の研究開発

成熟社会に対応した地域の活性化を図るため、地域の整備や維持のあり方等のマネジメントに関する研究開発に取り組む。

- ・ 地域の活性化を図るための住宅等整備に関する調査研究
- ・ 高齢化、人口減少社会に対応した地域づくりに関する調査研究

予 算

平成22年度～平成26年度予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	69,145
施設設備等整備費補助金	1,440
自己収入	2,045
依頼試験手数料等	1,186
財産売払収入	720
知的財産関連収入	86
雑収入	53
受託研究等収入及び寄附金収入等	7,610
補助金収入	910
計	81,150
支出	
研究経費	4,541
一般管理費	13,922
人件費	52,727
受託研究等経費及び寄附金事業費等	7,610
施設設備等整備費	1,440
補助金	910
計	81,150

運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

[人件費の見積り]

- 1 道における新たな行財政改革の取組みも踏まえ、中期目標期間中総額 48,287百万円の支出を見込んでいる。(退職手当を除く。)
- 2 退職手当については、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 職員の退職手当に関する規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

[運営費交付金算定ルール]

- ・ 運営費交付金算定の対象は、平成21年度の試験研究機関関係予算として道費計上されたものうち、次のア～ウを除いた経費とし、所要額については、以下の算定式によるものとする(平成22年度については、所要額を積み上げ)。
 - ア 一般会計計上の既往債償還金
 - イ 運営費充当財源以外の外部資金(受託、依頼試験等)及び充当事業
 - ウ 施設設備等整備費

交付金額 = B - A

※運営費交付金の算定方法は、道財政の状況等により見直す。

A 収入の算定 (①+②)

- ① 運営費充当財源となる受託研究等収入等
- ② その他収入

B 支出の算定 (③+④+⑤)

③ 研究費

前年度算定額×運営効率化係数+加算額

※注1 前年度算定額に加算額は含まない。

※注2 運営効率化係数は▲1%とする。

※注3 加算額は別途定める。

④ 管理経費

- ・ 光熱水費、運営費、維持管理費

前年度算定額×運営効率化係数

※注 運営効率化係数は▲1%とする。

⑤ 人件費

- ・ 役員報酬

理事長、理事3名、監事1名分の所要額

- ・ 職員人件費

○ 平成22年度は所要額積み上げ

○ 平成23年度

前年度算定額(退職手当除く)×運営効率化係数+退職手当所要額

○ 平成24年度以降

(前年度算定額(退職手当除く)+道の給与独自縮減影響額)×運営効率化係数+退職手当所要額

※注1 運営効率化係数は▲1%とする。

※注2 退職手当及び派遣職員人件費は翌年度精算

- ・ 準職員

前年度の算定額-退職不補充の職員に係る前年度の所要額

収支計画

平成22年度～平成26年度収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	82,340
業務費	12,636
研究経費	5,026
受託研究費等	7,610
一般管理費	13,922
人件費	52,727
役員人件費	297
職員人件費	52,430
減価償却費	3,055
収益の部	
經常収益	82,340
運営費交付金	68,795
依頼試験手数料等収益	1,186
財産売却収益	720
知的財産関連収益	86
受託研究等収益	7,610
補助金収益	835
雑益	53
資産見返運営費交付金等戻入	210
資産見返補助金等戻入	45
資産見返物品受贈額戻入	2,800
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成22年度～平成26年度資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	79,285
投資活動による支出	1,865
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	79,710
運営費交付金による収入	69,145
依頼試験手数料等収入	1,186
財産売払収入	720
知的財産関連収入	86
受託研究等収入	7,610
補助金収入	910
その他の収入	53
投資活動による収入	1,440
施設費による収入	1,440
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0